

古賀市自治基本条例（仮称）策定支援業務委託 仕様書

1. 業務の名称

古賀市自治基本条例（仮称）策定支援業務委託

2. 委託期間

契約締結の翌日から平成29年3月31日（金）まで

3. 業務内容

業務の推進にあたっては、市と協議を行いながら、以下の内容について適切に処理する。

なお、別紙に示す検討体制や検討スケジュールについては、大まかな予定項目を示したものであるため、これらを踏まえた最良の企画設計を行うこと。

(1) 自治基本条例制定の全体企画

自治基本条例制定作業を開始するに当たり、平成29年3月を目標とする自治基本条例施行までの流れを整理し、効率的、効果的な検討作業や広報作業に関する全体企画を行う。

全体企画においては、以下の項目に留意する。

- ①公募市民等が参加する「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会（以下、委員会という。）」において効率的な素案作成を行うための作業
- ②効果的な市民意見聴取や広報に関する作業
- ③その他、議会説明や庁内検討に関する作業

(2) 基礎調査

自治基本条例制定作業を開始するに当たり、必要な基礎調査について企画を行い、基礎的資料の収集、現状分析、課題の把握等を行う。

(3) 資料作成支援

市からの求めに応じ、庁内検討や議会説明等に必要となる資料の作成支援を行う。

(4) 委員会及び委員会内に設置する起草部会の運営支援

委託期間内の委員会及び委員会内に設置する起草部会の運営について、以下の①～⑥の項目について支援業務を行う。

なお、委員会及び起草部会は、平日の夜間又は休日を予定しており、原則として月1回程度の開催として提案すること。

①会議の企画

3（1）の全体企画に従い、委員会参加者の意見を効率的、効果的に反映するため、会議内容についての企画を行う。

②会議資料作成

基礎調査結果等をもとに、委員会参加者に、必要な情報を的確に提供するための会議資料を作成する。

また、会議に必要となる部数の印刷を行い、納品する。

③会議の進行補助

受託者は、中立的な立場での会議の進行補助を行うこととし、作成した会議資料の説明や前回会議の会議結果報告等を行う。

また、ワークショップ形式等による議論を実施する場合は、議論を円滑に進めるためのファシリテートを行う。

④講師（アドバイザー）の派遣

委員会における講師（アドバイザー）の派遣を行う。

講師（アドバイザー）の謝礼や交通費等の経費は受託者負担とし、委託期間内において2回を想定する。

⑤会議記録の作成

会議の終了ごとに、議論の結果をまとめた会議記録を作成する。

⑥「自治基本条例だより」（仮称）の作成

会議の終了ごとに、自治基本条例についての啓発のため、自治基本条例に関する事項や委員会の議論結果を掲載した「自治基本条例だより」（仮称）及びその簡易版を作成する。

○「自治基本条例だより」（仮称）：A4、2ページ（表・裏）、モノクロ

○「自治基本条例だより」（仮称）簡易版：A5、1ページ、モノクロ

「自治基本条例だより」（仮称）については、電子データでの納品に加え、印刷物100部を納品する。

4. シンポジウム、市民説明会の開催支援

委員会の検討過程、まとめられた条例案等を的確かつ効果的に周知するためのシンポジウム・市民説明会の企画・運営を行う。なお、委託期間内でのシンポジウム・市民説明会の開催は、各1回を想定している。

5. 職員研修の開催支援

条例の理解を深めるために行う全職員を対象とする職員研修の企画・運営等を行う（講師料は、委託料に含む。）。

なお、研修は1回につき2時間程度で、開催回数は6回を想定している。

（内容は同一）

6. 成果品及び納期等

3で示す業務内容に伴う成果品については、特に印刷の定めがあるもの以外については、電子データでの納品を基本とする。

各納期については、検討スケジュールの状況に合わせ、適切な時期になるよう市と受託者の協議により決定する。

7. 完了報告

本業務の完了に際し、完了報告書に成果品（紙及び電子記録媒体による電子データ）を添えて提出する。

8. 資料の貸与及び返還

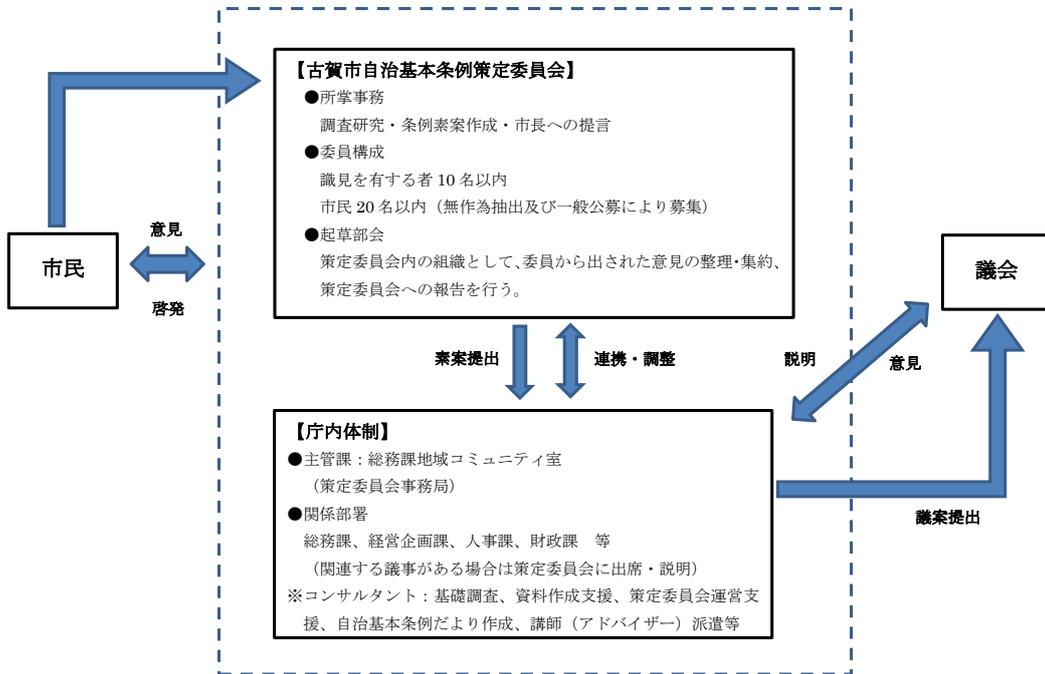
(1) 受託者は、本業務に必要な関係資料の貸与を市に申し出ることができる。

(2) 貸与された資料は善良な管理のもとに取り扱い、本業務終了後、速やかに返還しなければならない。

(3) 受託者は、市の承諾を得なければ、第三者に資料を貸与してはならない。

1. 検討体制（予定）

（仮称）古賀市自治基本条例検討体制（案）



2. 検討スケジュール（予定）

年度	26												27												28																
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
策定委員会																																									
起草部会																																									
市内内部での検討																																									
自治基本条例だよりの発行																																									
シンポジウム																																									
パブリックコメントの実施																																									
市民説明会																																									
条例(案)策定																																									
議会上程・議決																																									
職員研修																																									
条例施行																																									

(※体制、スケジュールについては、大まかな予定項目を示したものである。)